

冊子1

令和5年7月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

7月定例会（1）

開催日時 令和5年7月6日（木） 10時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 題

○第10号議案

令和7年度長崎県公立高等学校入学者選抜制度の改善について

（高校教育課）

4 報 告

（1）令和5年度長崎県学力調査の結果について

（義務教育課）

（2）「未来へつなぐ『確かな一歩』推進事業」の実施状況等について

（児童生徒支援課）

（3）令和4年度長崎県教育庁リスクマネジメント評価報告について

（教育政策課）

令和7年度長崎県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針について

(提案理由)

変化の激しい社会において、現在直面している課題や今後新たに生じる課題に対して、主体的に取り組み、他者と協力して解決する力や高い思考力、国際性を身に付け、ふるさと長崎や世界の未来を拓く人材の育成がこれまで以上に重要となる。

このことをふまえ、「自らの可能性を高め、自分らしさを育む」「探究的な学びを推進する」「ふるさとへの愛着や誇りを育む」の3つの高校教育の柱に基づき、別紙1のとおり入学者選抜制度を改善するものである。

(主な内容)

- ・中学校内外において主体的に取り組んだ活動で培った自らの強みを生かせる「特別選抜」を実施する。
- ・中学校までに取り組んできた学びの内容に加え、学びに向かう姿勢を評価するとともに、日常生活、社会問題などに関連した探究的な学びを検査問題に取り入れた「一般選抜」を実施する。
- ・きめ細かな指導を行っている少人数教育実施校で、それぞれの夢や目標の実現に向けて頑張る姿勢や意欲に応える「チャレンジ選抜」を実施する。(主に離島・半島部の高校)
- ・現在の中学2年生が受検する令和7年度入学者選抜からの制度変更とする。

別紙1 「令和7年度長崎県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針(案)」
参考資料 「令和7年度公立高等学校入学者選抜制度の改善の概要について」

令和7年度長崎県公立高等学校入学者選抜制度の改善方針(案)

1. 全日制課程及び定時制課程昼間部について

(1) 特別選抜

実施時期	2月第1週を基準
募集定員	全募集定員の15%以内の範囲で各高校が定める。(1学年2学級以下の高等学校については、15名まで可とする。)ただし、自己推薦の定員は、特別選抜による定員の3分の2を超えないものとする。
志願区分	自己推薦 文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績をもつと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持ち、学校の求める生徒像に合致する者 自己推薦 文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績をもつと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持つ者
選抜方法	調査書・自己推薦書・個人面接またはプレゼンテーションにより選抜する。(学力検査は実施しない。)

(2) 一般選抜

実施時期	2月第3週を基準
募集定員	全募集定員から特別選抜の合格者数を減じた数
選抜方法	学力検査(5教科)・調査書・面接により選抜する。 * 調査書、学力検査、面接の配点比率について、各高校で定める。

(3) チャレンジ選抜

実施時期	3月第1週を基準
募集定員	全募集定員から特別選抜の合格者数及び一般選抜の合格者数を減じた数
選抜方法	調査書・個人面接により選抜する。

2. 定時制課程夜間部、通信制課程、連携型中高一貫教育に係る選抜、離島留学特別選抜について

変更なし

<p>件 名</p>	<p>令和5年度 長崎県学力調査の結果の概要について</p>						
<p>概 要</p>	<p>< 小学校国語・算数・理科 中学校国語・数学 ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>調査の概要</p> </div> <p>1 調査目的</p> <p>本県独自の学力調査を実施することにより、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、各学校における児童生徒への教育指導の充実や改善等に役立てるとともに、県及び市町の教育施策の成果と課題を検証して学力向上対策の一層の充実を図る。</p> <p>2 調査実施期間・調査内容</p> <p>令和5年4月18日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校調査 (国語・算数：第5学年：40分) <li style="padding-left: 2em;">(理科 : 第6学年：40分) ・ 中学校調査 (国語・数学：第2学年：45分) <p>3 調査実施校数及び児童・生徒数</p> <p>(1) 調査実施校数 476校</p> <p>(2) 調査実施児童・生徒数</p> <table style="margin-left: 2em;"> <tr> <td>小学校第5学年</td> <td>10,597人</td> </tr> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>10,810人</td> </tr> <tr> <td>中学校第2学年</td> <td>10,065人</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 4em;">「 結果の概要 」については、別添資料を御参照ください。</p>	小学校第5学年	10,597人	小学校第6学年	10,810人	中学校第2学年	10,065人
小学校第5学年	10,597人						
小学校第6学年	10,810人						
中学校第2学年	10,065人						

報 告 事 項 (2)

児童生徒支援課

件 名	「未来へつなぐ『確かな一歩』推進事業」の実施状況等について
概 要	<p>1 事業の目的 不登校児童生徒が、長崎ならではの文化、自然、スポーツ等の体験活動をとおして人や社会と繋がる喜びを実感し、自己肯定感や自己有用感を育みながら、将来の社会的自立に向け「確かな一歩」を踏み出すことができるよう支援を行う。</p> <p>2 事業概要等（別紙1）</p> <p>(1) 事業の概要 県及び市町において、美術館や博物館などの文化施設、自然の家などの青少年教育施設、地元プロスポーツチーム等と連携し、不登校児童生徒が「これならできるかもしれない」「やってみたい」といった主体的なエネルギーを高めてくことができるような、様々な体験活動や学びの場を創出する。</p> <p>(2) 事業期間 令和5年度～令和7年度</p> <p>(3) 事業スキーム 実施主体である市町に対し、事業の実施に要する経費（施設入場料、交通費、ボランティア経費、指導員謝金等）の1/2について県が補助を行う。</p> <p>3 実施プログラム等（別紙2）</p> <p>○ 県と関連施設等が連携した「基幹施設プログラム」及び地域資源を活用した市町独自の支援プログラムを準備。 あわせて、参加者の希望に応じ、現地にスクールカウンセラーを派遣。</p> <p>4 市町の申請状況 令和5年6月末現在、10市町が申請。</p> <p>5 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、未申請の市町に対し、事業の実施を促していく。・より効果的・魅力的なプログラムの構築に向け、関係施設等と連携していくとともに、市町に対し好事例を紹介するなど、不登校児童生徒が「確かな一歩」を踏み出していけるよう取組の充実に努める。

未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業【児童生徒支援課】

別紙 1

事業の概要

県内の不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、学校に再び登校するという結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向かう取組を実施

現状・課題

・令和3年度、県内の不登校児童生徒数(小・中・高等学校)は2,784人で過去最高となっている。
 ・長期間におよぶ不登校の児童生徒も存在し、将来の社会的自立に向けた効果的な支援が課題である。

不登校児童生徒

参加

事業内容

市町教育委員会
(教育支援センター)

- ・支援計画の立案、実施
- ・参加の働きかけ

事業の実施に必要な経費を支援
 ・補助率：1/2
 ・補助額：実施する1市町あたり300～1,000千円程度を想定

長崎県教育委員会

- ・協力依頼
- ・支援メニューの共同作成
- ・SC・SSWの派遣 等

連携 タイアップ (連携体制の構築)

基幹施設・協力施設

不登校児童生徒に支援メニューを提供

文化施設等

- ・長崎県美術館、歴史文化博物館
- ・県立・市立図書館
- ・市町に所在する文化施設など

優れた芸術作品や歴史的な展示品に触れ、感性を呼び起こす。また、ワークショップを通し知的好奇心を高める

青少年教育施設等

- ・県立世知原少年自然の家
- ・国立諫早青少年自然の家
- ・市町で実施する自然体験教室 など

自然体験活動を通し、個々の興味関心を引き出すとともに「できる」体験を積み重ねていく

地元プロスポーツ等

- ・V・ファーレン長崎
- ・長崎ヴェルカ
- ・市町で実施するスポーツ教室 など

憧れのプロ選手との交流等を通して、夢を抱き、よりよく生きていくエネルギー高める

※基幹施設：県及び県と関りが深い施設・団体等

協力施設：市町立の施設など

「これならできるかも・やってみたい」主体的なエネルギーを高める
 = 「確かな一歩」のための、自己肯定感・自己有用感の醸成

事業目的

不登校児童生徒が、人や社会とつながる喜びを実感し、将来の社会的自立に向けた主体的な生き方の選択ができるきっかけを増やす。

基幹施設プログラム

県と県関連施設等とで連携・協力して準備したプログラム

★長崎県美術館

- 「ほっとミュージアムクーポン」【個人向け】
 - ・芸術作品を「食」とともに体感する機会を提供。
 - ・児童生徒と保護者の2名1組を美術館に招待。
 - ・館内カフェでケーキセットを提供
- 「SCHOOL PROGRAM」【グループ向け】
 - ・「鑑賞プログラム」「表現プログラム（シルクスクリーン、色鉛筆模写、缶バッジづくりなど）」「館内ツアー」を提供。



画像はイメージです

★長崎歴史文化博物館

- 「れきぶんウェルカムクーポン」【個人向け】
 - ・本物の歴史資料に触れる機会及び館内レストランでカステラセットを提供
- 「スクールプログラム」【グループ向け】
 - ・展示物鑑賞、調べ学習、版画体験などの「ワークショップ」を提供

★ミライon図書館・長崎県立長崎図書館 郷土資料センター

- 「ミライon図書館へ行ってみよう！」【個人・グループ向け】
「郷土資料センターへ行ってみよう！」
- ・図書館及び郷土資料センターで読書や調べもの、施設見学など好きなことをして過ごすプログラム。
- ・初回特典として、参加者が生まれた日の新聞コピーをプレゼント

★国立諫早青少年自然の家

- 「チョイス」【個人・グループ向け】
 - ・自然の家で、火起こし体験、室内スポーツなど様々な体験活動を提供
- 「きてみんね」【個人向け】
 - ・自然の家で、様々な体験活動を提供

★県立世知原少年自然の家

- チャレンジキャンプ・■チャレンジデイキャンプ【個人・グループ向け】
 - ・自然体験の楽しさを体験する機会を提供（火起こし、炊飯、沢登等）
- 「カブラにチャレンジ」（グループ向け）
 - ・カブラ（フランス生まれの造形ブロック）体験を通じて、創造力・集中力等を養う場を提供【出張型】



【世知原少年自然の家】カブラにチャレンジ！

★長崎県埋蔵文化財センター（壱岐市立一支国博物館）

- 「バックヤードツアー」【個人・グループ向け】
 - ・普段は入ることができない博物館の裏側にある施設を見学するツアーを実施。

★対馬博物館・対馬歴史研究センター

- 「対馬の歴史にふれよう！」【個人・グループ向け】
 - ・対馬博物館の展示を見学、対馬歴史研究センターでのワークショップなど

市町独自プログラム

実施市町が地域資源を活用

- 自然体験活動など（野外炊飯、たけのこ掘り、栗拾い体験、釣り体験 山登り など）
- アニマルトレーナー体験（猫カフェ店員、ドッグランお世話など）
- 文化に触れる体験（陶芸・焼き物体験、園芸体験など）
- 文化施設体験（山本二三美術館、島瀬美術館、長崎市科学館、武雄市宇宙科学館、恐竜博物館 など）



V・ファーレン長崎
長崎ヴェルカ

【調整中】
試合観戦+ボラ
ンティア活動など

現地でスクールカウンセラー
による相談も可能

報 告 事 項 (3)

教育政策課

件 名	令和4年度 長崎県教育庁リスクマネジメント評価報告について
概 要	<p>1 趣旨</p> <p>知事部局の取組を参考に、教育委員会独自の内部統制制度として取り組んでいる「教育庁リスクマネジメント」について、令和4年度における取組状況を教育委員会へ報告するもの</p> <p>2 内部統制制度の概要</p> <p>(1) 内部統制制度について</p> <p>内部統制制度とは、不適正な会計処理などの不祥事案を受け、民間企業においては、「会社法」及び「金融商品取引法」により導入が義務付けられているもの。</p> <p>内部統制とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務にかかわる法令等の順守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組みこまれ、組織の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。</p> <p>(2) 導入の経緯</p> <p>令和2年4月の改正地方自治法の施行に伴い、都道府県における内部統制の導入が義務化され、知事部局では令和2年度より取組を開始していた。</p> <p>教育委員会については制度適用の義務はないが、ガバナンスの強化は喫緊の課題であることから、知事部局の取組を参考に、教育委員会独自の内部統制制度として令和4年度に導入した。</p> <p>令和4年5月に「長崎県教育委員会内部統制に関する基本方針」を、同年7月に「長崎県教育庁リスクマネジメント実施要領」を策定し、「教育庁リスクマネジメント」の名称で取組を実施している。</p> <p>なお、県立学校においては令和5年度中の導入を予定している。</p>

3 令和4年度における取組状況

(1) 具体的な取組手順

地方自治法で規定されている「財務に関する事務」をリスクマネジメントの対象事務とし、業務上のミスの発生があらかじめ想定されるものをリスクとして洗い出し、そのリスクへの対応策を整備・運用し、評価を行った。

なお、評価対象期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、評価基準日については、令和5年3月31日とした。

(2) 具体的な取組内容

各職員及び各所属の具体的な取組のよりどころとなる全庁的な規則や指針を策定し運用していく「全庁的なリスクマネジメント」と、契約事務等に関する「業務レベルのリスクマネジメント」について取り組んだ。

このうち、「業務レベルのリスクマネジメント」では、主管課が設定した「全庁的な共通リスク」と、各所属で設定した「個別リスク」の2つに分けて、それぞれ取り組んだ。

(3) 取組結果

①全庁的なリスクマネジメント

評価項目のそれぞれに対応する取組を確認した結果、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されているものと評価した。

②業務レベルのリスクマネジメント

全庁的な共通リスクでは、源泉徴収所得税の納付遅延に関する運用上の重大なもの以外の不備を1件確認した。

一方、個別リスクでは、物品管理に関する整備上の重大なもの以外の不備を1件、同じく物品管理に関する運用上の重大なもの以外の不備を1件確認した。

このため、業務レベルのリスクマネジメントについては、一部の所属においては有効に整備・運用されていないと評価し、その他の所属においては評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されているものと評価した。

4 不備に対する是正措置

今回確認された、業務レベルのリスクマネジメントに関する不備に対し、該当所属では、自ら改善策を検討し、再発防止に向けて取り組んでいる。

全庁的な共通リスクにおいて確認された、源泉徴収所得税の納付遅延に関する不備に対しては、「所属で支出命令書を作成した支出にかかる個人事業主の源泉徴収税については、所属において納入通知書による「直接払」を行うこととし、その他の保管金についても、毎月初めに保管金出納通知簿を出力し回覧することで、源泉徴収所得税の未納がないかの確認を行う。」といった改善策に取り組んでいる。

一方、個別リスクにおいて確認された、物品管理に関する不備に対しては、「所管する施設について、ローテーション順に物品点検結果を反映した全体的な処分等計画を作成し、計画的に処分等を行っていく。」、「物品使用中の管理について、改めて、細心の注意を払うように周知徹底を図るとともに、今後は、持出使用中の物品については、毎日の終業時に所在確認を行う。」といった改善策に取り組んでいる。

